

宮城県の洪水警報・注意報の暫定基準の運用見直しについて

宮城県で洪水警報・注意報の暫定基準を適用している市町等について、令和2年7月9日（木）13時に市町等内の全域を対象としていた暫定基準を、市町等内の一部の領域に限定した運用に変更します。

仙台市東部、石巻市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、山元町、松島町、南三陸町では、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」とそれに伴う津波による堤防や排水施設等の被害により、洪水警報・注意報の発表基準を通常より引き下げた暫定基準を設けて市町等内の全域を対象に運用してきました。

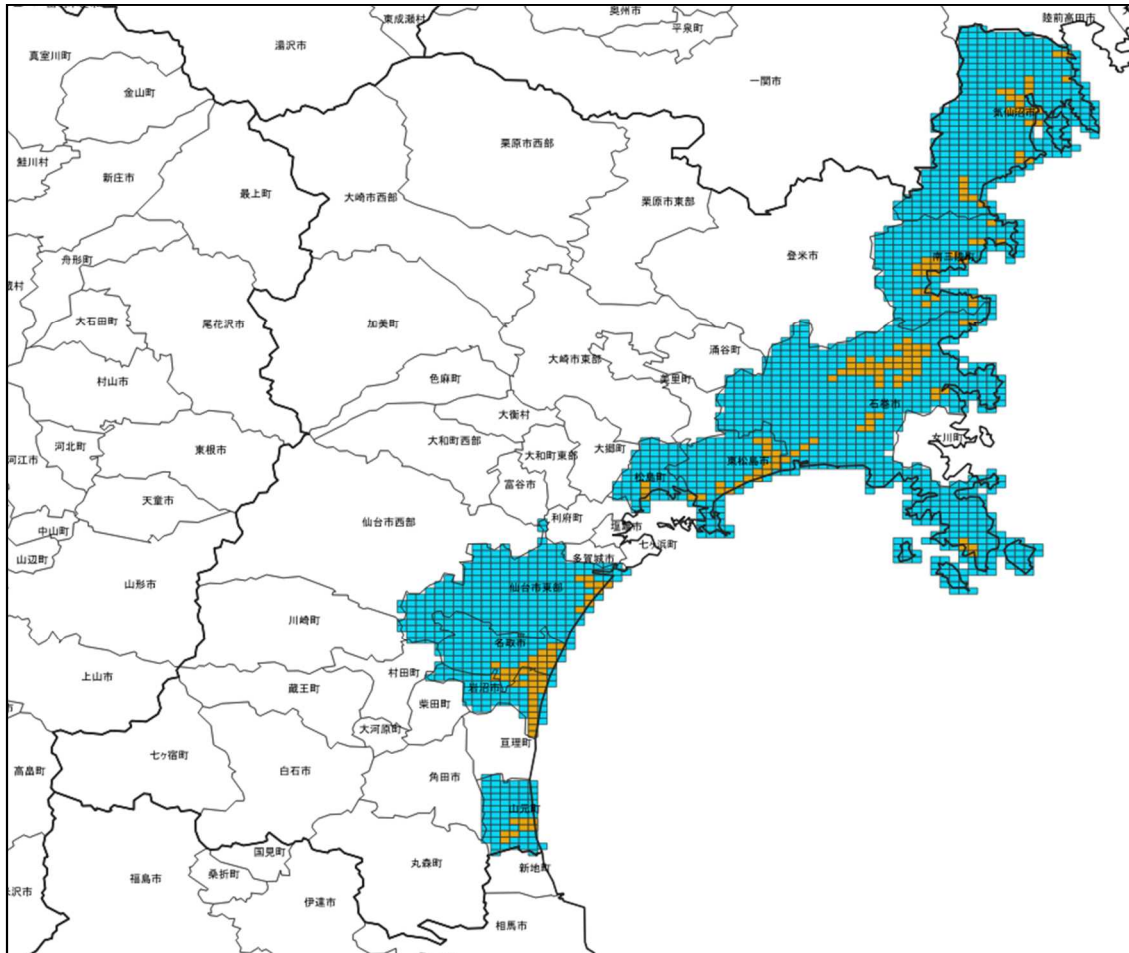
これら9市町等において、堤防や排水施設等の復旧状況及び降水と災害の関連を調査したところ、水害に対して脆弱性が残る領域は市町等内の一部に限られていることが確認できたため、今般、洪水警報・注意報の暫定基準を当該領域に限定して継続し、復旧した領域については、通常基準に戻すこととしました。

なお、洪水警報・注意報は従来どおり市町等の単位で発表します。

<暫定基準を変更する日時>

令和2年7月9日（木）13時

宮城県で暫定基準を継続する領域は下図のとおりです。なお、暫定基準を適用する市町等及び暫定基準の通常基準に対する割合（7割）に変更はありません。



暫定基準を継続する領域（橙色）
通常基準に戻す領域（青色）

問合せ先：仙台管区気象台気象防災部予報課 担当 防災気象官 藤井
電話 022-297-8134 FAX 022-297-8260